

## 令和7年度埼玉県高齢者施設等食材料費補助事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 昨今の物価高騰による食材料費に係る運営経費の増加が高齢者施設等の経営を圧迫している。事業者負担が継続することで、利用者等へのサービス低下や職員処遇への悪影響が懸念されることから、県は、高齢者施設等の負担を軽減し、当面のサービス維持を支援することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「高齢者施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく介護サービス等を提供する施設・事業所のうち、別表1に定めるものをいう。

### (補助の対象)

第3条 必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するために、食料品の購入等に係る経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内において、高齢者施設等を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

と認められるとき。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象施設等)

第5条 補助金の交付の対象となる高齢者施設等は次の各号のいずれも満たす施設・事業所とする。

- (1) 次のイ又はロのいずれかを満たすこと

イ 介護保険法の規定による許可又は指定を受けていること。ただし、空床利用型のものを除く。

ロ 老人福祉法の規定による認可を受け、又は届出を行っていること。

- (2) 令和8年1月1日現在においてサービスを開始・提供しており、かつ交付申請日において休止し、又は廃止していないこと。

また、申請の際の施設等の定員数については、令和7年4月1日時点の定員数を用いることとする。

なお、令和7年4月2日以降に開設した施設等における申請の際の定員数については、開設時の定員数を用いることとする。

(補助単価及び補助額)

第6条 補助金の単価は別表2のとおりとし、補助額は、補助単価に高齢者施設等の定員数を乗じた額と、食料品の購入等に係る実支出額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

- 2 一の施設・事業所において算定できる回数は1回限りとする。

(交付申請書の提出等)

第7条 規則第4条第1項に掲げる様式及び記載事項は、様式第1号のとおりとし、第3項に定める添付書類とともに、電子申請フォーム（県HPに掲載するもの）により提出するものとする。

- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

- 3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- (1) (別紙1-1) 事業所・施設別申請額一覧
- (2) (別紙1-2) 事業実施計画書（事業所単位）
- (3) その他知事の定める書類

- 4 第1項の申請書及び添付書類の提出は、別に定める期日までに行うものとする。

- 5 本事業補助金には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額の報告は要さない。

(交付決定通知等)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

(実績報告書の提出等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、第2項に定める添付書類とともに、電子申請フォーム（県HPに掲載するもの）により提出するものとする。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) (別紙4-1) 事業所・施設別清算額一覧
- (2) (別紙4-2) 事業実績報告書（事業所単位）
- (3) (様式第5号) 口座振込申出書

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとし、交付額の確定により実績報告書のとおり補助金支払いの請求があったものとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

(交付の方法)

第11条 県は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第12条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象施設等に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取

消しをした場合について適用する。

(交付の条件)

第14条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(書類の整備)

第15条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日から施行する。

別表 1

No.	補助対象となるサービス種別
1	介護老人福祉施設
2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
3	介護老人保健施設
4	介護医療院
5	短期入所生活介護
6	養護老人ホーム
7	軽費老人ホーム

別表 2

No.	補助対象となるサービス種別	補助単価
1	介護老人福祉施設	18,000 円／定員 1 名あたり
2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
3	介護老人保健施設	
4	介護医療院	
5	短期入所生活介護	
6	養護老人ホーム	
7	軽費老人ホーム	